

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 5 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1701210号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800023号

第1 結論

請求者のA社における平成26年1月14日から平成27年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年1月から平成27年7月までの標準報酬月額については、17万円から19万円とする。

平成26年1月から平成27年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月から平成27年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年1月14日から平成27年8月1日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、当初、事業主が17万円と誤り、その後、年金事務所に対し、訂正の届出が行われ19万円に訂正されたが、標準報酬月額の差額は、年金の給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が作成した請求者に係る平成26年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿及び平成27年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿並びに同社事業主の回答から判断すると、請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び請求期間の標準報酬月額の決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料控除額から19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年1月14日から平成27年8月1日までの期間について、請求者の健康保

険厚生年金保険被保険者資格取得届並びに平成26年及び平成27年の定時決定に係る健康保険
厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について標準報酬月額を17万円から19万円に訂正
する届出を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年
9月22日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料については納付していな
いことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年1月14日から平成27年8
月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知
を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく
厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。